

「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日までです!

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

「限度額適用認定証」等の有効期限は申請月の1日から7月31日です。自動的に更新されませんので、8月1日以降も必要な場合は、再度申請が必要になります。8月に入ってから手続きしてください。



【申請に必要なもの】

国民健康保険被保険者証、個人番号カード（または、通知カードと本人確認書類）、印鑑

- ・本人確認書類とは（運転免許証、パスポート等顔写真付き等）

※窓口に来庁される方が別世帯の代理人の場合、委任状と、委任された方の本人確認書類が必要です。

【注意事項】

- ・原則として国民健康保険料に未納がある世帯は、交付されない場合があります。
- ・世帯員の異動や所得に変更があった場合は、認定証の適用区分が変更になることがあります。

● 高額な診療を受けるときは限度額適用認定証をご利用ください

医療機関等の窓口で被保険者証と一緒に「限度額適用認定証」を提示すると、医療機関別の1ヶ月の窓口支払いが自己負担限度額までとなります。自己負担限度額に含まれるのは保険診療に係る医療費のみですので、食事療養費やベッドの差額代などは別に費用がかかります。

- ・非課税世帯の方は医療費の限度額適用に加え、入院時の食事代が減額になる「限度額適用・標準負担額減額認定書」の交付が受けられます。
- ・70歳から74歳で住民税課税世帯の方は、「高齢受給者証」が「限度額適用認定証」の役割を兼ねますので、「限度額適用認定証」の申請は必要ありません。

高額療養費制度の改正について

対象者：70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療の被保険者

■ 平成29年7月診療までの自己負担限度額(月額)

所得区分	自己負担限度額	
	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み 所得者※1	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円)※3
一般※2	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ(国保) 区分Ⅱ(後期)	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ(国保) 区分Ⅰ(後期)	8,000円	15,000円

■ 平成29年8月から平成30年7月診療の自己負担限度額(月額)

自己負担限度額	
外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
57,600円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円)※3
14,000円/月 144,000円/年間上限	57,600円 (多数回44,400円)※3
8,000円	24,600円
8,000円	15,000円

※1 住民税課税所得145万円以上の方などで、医療費の自己負担割合が3割の方

※2 住民税課税所得が145万円未満の方（収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合及び基礎控除後の総所得金額等の合計額が210万円以下の場合も含む）

※3 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

■ 平成30年8月にも、自己負担限度額の変更が予定されています。後期高齢者の被保険者も同様に自己負担限度額が改正されます。